

1号概要

対象者	法人・個人：事業実体のある事業所の所在地が厚木市である事業者 ※法人において、登記上の所在地が厚木市であっても事業実体が市外の場合は、事業実体のある事業所の所在地を所管する市区町村に申請してください。
認定要件	次の要件のいずれかに該当すること。 ① 国が指定する再生手続開始申立等事業者（以下、「指定事業者」という。）に対して、50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有している。 ② 指定事業者に対して 50 万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、全取引額のうち、指定事業者との取引依存度が 20%以上である。
必要書類	① 1号認定申請書（指定様式） * 厚木市HPから書式をダウンロードできます。 ② 法人：履歴事項全部証明書の写し、又は直近の法人税等申告書の写し 個人：直近の所得税確定申告書の写し （税務署の收受印が押してあるもの、電子申告の場合は税務署が電子申告を受付したことを確認できるものを添付してください） ※上記書類にて、市内での事業実体を確認できない場合は、確認できる書類の提出を求めることがあります。 ③ 許可等が必要な業種については、許可証等の写し ④ 売掛金債権等が確認できるもの（手形・小切手、売掛台帳、債権届出書、請求書等）
注意事項	① 認定申請書は <u>事前に記入してお持ちください</u> 。 ② 売掛金等の <u>額を記入する際は、円単位で記入</u> することとし、依存率を記入する際は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを記入してください。 ③ 本認定によって、神奈川県信用保証協会の信用保証の審査がそのまま通るものではありません。
申請場所	厚木市役所第二庁舎8階 産業振興課
受付時間	8：30～17：15
認定書交付	申請書受付日の翌開庁日以降、ご用意でき次第ご連絡します。 保証協会への申込期限（30日以内）までに申し込みください。
問合せ先	厚木市産業振興課産業振興・企業誘致係 電話：046-225-2830 F A X：046-223-7875 e-mail：3900@city.atsugi.kanagawa.jp